

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第35条 通信連絡設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-1
提出年月日	令和5年3月23日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230214-12	1	取りまとめた資料-3) 通信連絡設備を配備(保管)している「中央制御室付近」の具体的位置・内容を資料内に示すこと。	R5.2.14	本日回答		「中央制御室付近」の記載については、他条文との整合を図り、「原子炉補助建屋」と変更しました。通信連絡設備を配備(保管)している位置について、参考12 参考第12-1図主要な通信連絡設備の配置図に保管箇所を記載しております。	資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 P.35-106 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備(DB35 r.6.0)』 P.35条-参考-33	
230214-13	2	取りまとめた資料-3) 2-2設備または設計方針の相違にて、泊発電所の各設備の設置場所を記載すること。	R5.2.14	本日回答		取りまとめた資料-3) 2-2設備に各設備の設置場所を記載致しました。	資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 P.35-取りまとめた資料-4	
230214-17	3	比較表35-38) 管理事務所の通信鉄塔を用いる無線系回線について、相違理由欄に先行プラントの実績について記載すること。	R5.2.14	本日回答		管理事務所の通信鉄塔を用いる無線系回線について、相違理由欄に以下下線部の記載を追加致しました。 女川】設計方針の相違 ・電力保安通信用電話設備の無線系回線の設置場所の相違。 女川：発電所建屋の排気筒、泊：管理事務所の通信鉄塔(伊方、川内、玄海、島根と同様)	資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 P.35-42	
230214-18	4	比較表35-43) 第2.5-1表「多様性を確保した専用通信回線」中で制限欄が「×」となっている設備に対して、※の説明を付記すること。	R5.2.14	本日回答		第2.5-1表「多様性を確保した専用通信回線」中の※の説明を以下のとおり追加致しました。 ・制限※2 ・×※3	資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 P.35-49 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備(DB35 r.6.0)』 P.35条-20	
230214-19	5	35条-22) 図2.6-1図において、DGの負荷に衛星電話設備(固定)を乗せるのであれば、そこも茶色(負荷との明示)で表示すること。	R5.2.14	本日回答		図2.6-1図の表現を見直し、負荷であることをわかるように致しました。	資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備(DB35-9 r.6.0)』 P.35-51 資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備(DB35 r.6.0)』 P.35条-22	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。